

三類図と文台

——美濃派俳壇の経営に触れて——

小瀬 渺 美

享保十二年(一七二七)十月執筆の嵐七宛各務支考書簡に、次のような一文が見られる。

追啓

夜二入、与風存出候 「大和詞」ノ初丁ニ有之候「三類図」と申物を 自国他国内へ二十幅残し置申合点二候 最早十四幅も出し候半か。此内一幅ハ貴様へ可進候 是ハ表具一様ニ致候間 橋治よく存居申候 明年春ニ表具いたし遣申様ニ 京へ可遣候書通ニ橋治へ此旨可被仰遣候

十月 日

坊方

嵐七様

〔蕉門俳人書簡集〕所収)

これによれば、支考は「三類図」二十幅を作製し、これを「自国他国」へ「残し置申合点」をしていることが知られる。しかもそれ

は、京都の書肆橋屋治兵衛に依頼して、「表具一様ニ致」し、同様のものを自国他国に配布しようとする意図があり、その内の一幅を嵐七に与えようと考えていることが理解できる。

嵐七は出羽国鶴岡の人で、姓を深沢と称する俳人であることから、「自国」と言うのは支考在住の美濃、「他国」は嵐七の住む出羽を含む諸国であることは明らかである。

ところで、「大和詞」巻頭の三類図は、川の中に儒・仏・俳と思われる、うたた寝の人、僧体の人、有髪の人、三人が人物を描き、一見談笑または領き合っていると見られる姿を写したものである。

これに

あふむくもうつむくもさびしゆりの花

の支考の句が認められている。作者名は、「大和詞」には黄山老人とあるが、残されている多くは獅子老人となっているものが多い。

俳諧に親しむ者は、教養として儒教・仏教の知識も有ることが必要であることを象徴的に説いたものか、あるいは俳諧の世界は儒仏に通ずることを暗示したものか、または、儒仏俳などと高尚なことを言っても所詮浮世の此事と言いつ捨てているのか、いずれにしてもそこに支考の憶いが托されていると思われる。

嵐七に与えたであろう「三類図」は、今その所在を知らないが、揖斐郡大野町の某氏所蔵の支考筆と思われる三類図は、画賛の絵には色彩を施さず、墨一色であることを考え合わせると、支考が残したであろう二十幅の三類図は、概ねこの体裁のものであったと思われる。後世の道統が、立机の詞宗に与えたものには、ままた下部の図に色彩を施したのも見られる。

図一に示すものは友左房書の三類図であるが、その図柄の素朴さ、色彩が墨一色であることなど、比較的支考書の三類図の原形を残すものと見てよいであろう。図二・図三はその部分である。

なお、友左坊は本巢郡美江寺宿（現本巢郡南町美江寺）の人で、姓は山本。酒造業を営み、以哉派九世の宗匠で、文化七年（一八一〇）道統を継承した。梅洲・卓路・雪香園・百茎仙などの別号も用いた。美濃派歴代宗匠の間では比較的活発な動きを見せた俳人で、弘化三年（一八四六）二月二十四日没。美江寺瑞光寺の墓碑には

「雪香園宗匠之墓」とある。

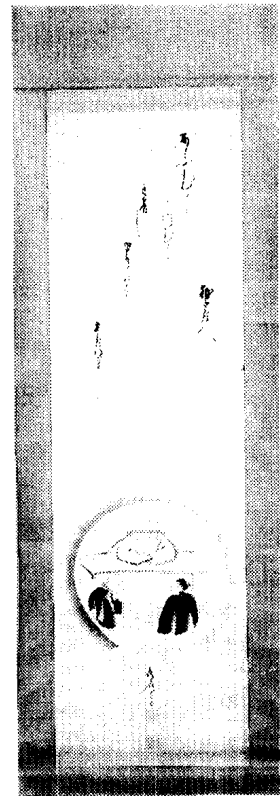


図1 三類図全容



図2 三類図部分（上部）

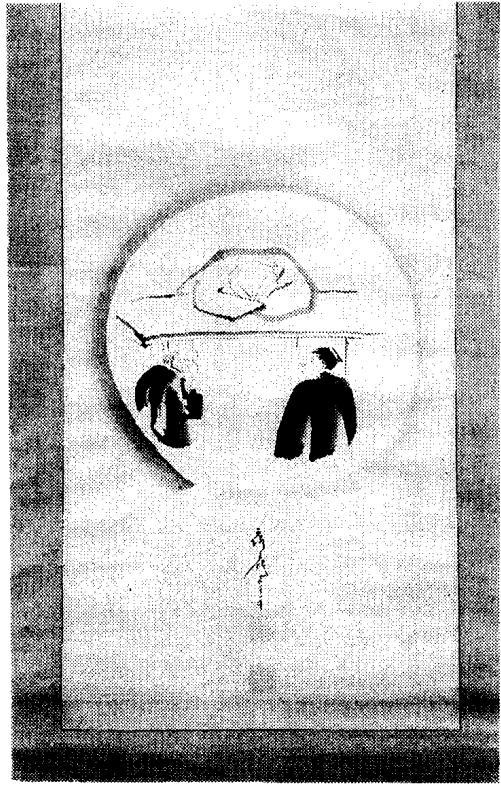


図3 三類図部分（下部）

現在美濃派では、道統宗匠継承の折には、立机式に先だって、遷座式と称して伝承の什物が新宗匠の元へ届けられる。この三類図を初め、天神（菅原道真）像の幅、芭蕉像、文台などを引き継ぐわけである。

文台は連句を巻くとき執筆が作品を記録する文机である。表に夫婦岩の図と梅の絵をあしらった扇面を描いてあるもので、これが二見形文台といわれる由縁である。参考までに後世のものであるが山田三秋（第二十九世以哉派道統で、佐々木弘綱に学ぶ歌人であり、美濃中興の人といわれる）裏書きの文台の一例を示す。（図四・図五・図六）

文台裏面には

二見とは松の朝日に梅の月の句が書かれている。

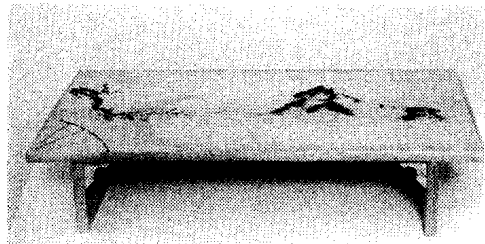
大きさは幅五十八・五糎、奥行三十三糎、高さ十二糎、いずれも大凡の寸法である。

材質は総桐材製で、脚は取り外しの出来るものが一般である。これらの什物が美濃派道統継承の証左ともなるわけである。

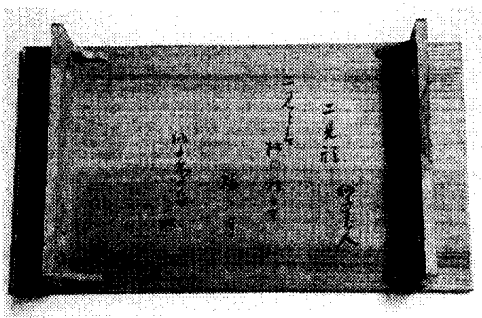
図五 文台表



図四 文台



図六 文台裏



ところで、嵐七に当てた支考書簡が今一通あって、次のような文面である。

年始之先報 定而相達候半 先々被仰遣候「呉天集」も 柳後図
方いまだ不参候 近日参次第二御撰申候て 左角へ遣可申候 益
前後迄ニハ出板可申候 然者御約束ノ「三類ノ図」此度橋治ニ申
付候 表具出来ノ上にて 早々遣可申 一国一幅ノ物ニ候間御秘
藏可被成候

且又 風草丈文台ノ事 頃日新潟方も頼来候所 十二里ノ名古屋
にて絵遣候 又々三十六里ノ京へ遣候へバ あちらこちらのやり
とり残之外むつかしく候 其内手つがひ見合セ 裏書いたし可進
候得ども 右之旨にて先ハ不定ニ候 風子へ此通御伝頼入候 町
絵ハ悪敷候間 如此むつかしく候 委曲ハ追々可申達候 以上

三月廿七日

見籠

嵐七様

この三月廿七日は享保十三年（一七二八）で、前翰から半年あまり後のものである。署名の見籠は支考の別号。この書簡の中に三類図と文台について重要な点が含まれている。

三類図は

一国一幅ノ物ニ候間御秘藏可被成候
という点と、文台について

文台ノ事頃日新潟方も頼来候所……其内手つがひ見合セ裏書いたし可進候

の二点である。

三類図については、前翰で「自国他国内へ」二十幅ばかり配布したい旨を伝えているが、他国に出羽・新潟（越後）が含まれ、これらの地が、いわゆる美濃派の勢力下に在ったことを示すものであり、この地が、かつて支考が旅に訪れたところであることから、同じ意味で、十回余り訪れている越前・加賀・越中・越後、西国では周防・長門など中国地方や北九州の地にも同じように三類図や文台が与えられていたと見てよいであろう。

これらのことから三類図は、それを与えられた俳人が芭蕉から支考へと受け継がれた蕉風俳諧正流の継承者として公認されたということを示すものであり、併せてその対象となる俳人が「一国一幅」であり、「御秘藏可被成候」と希少価値のある権威の象徴であることを示している。

一方、これを授与された地方俳人の立場からすれば、その国の中心的指導者として認められたということを示すことになり、美濃派はこの三類図と文台を中心として団結するという俳諧集団結束の拠

りどころでもあるということになる。

こうして権威と結束が三百年近くの長い年月の間、道統宗匠を頂点として支考以来の伝統を守り得た大きな要因となったのであり、その意味では支考の三類図・文台の授与は俳壇経営の大きな力となつたと見ることができよう。

支考以後、歴代の道統宗匠は、それぞれの立場で地方の俳諧集団の育成に努め、それぞれの地域の指導的立場にある俳人を評価し、地方文台と三類図を授与して、各地の美濃派の団結と発展に寄与してきたわけである。

図に示した三類図・文台はいずれも地方俳壇の指導者に授与されたものであり、美濃派の伝統を伝える側面をみることが出来る。

大正末期から昭和初期にかけて、道統宗匠は、各地に巡杖して美濃派集団を掘り起こし、現在で言うなら結社の競詠大会とも言うべき「競吟」（せりぎん）を催し、上位入賞グループに芭蕉像を贈るなどしているが、その参加グループは最盛期には八十グループ近い数を示し、支考以来少しずつ形は変えているけれども、美濃派の伝統擁護の一面を見ることが出来ると思うのである。